

建築物エネルギー消費性能適合判定料金表【非住宅】

(税込み) 単位 (円)

建物種別	用途区分	床面積(㎡) ※ 1	計算方法			
			建築確認との併願申請の場合		単独申請の場合	
			モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
非住宅建築物 住宅との 複合建築物	ホテル 病院 集会所 等	100未満	66,000	187,000	77,000	198,000
		100以上 ～ 300未満	85,800	243,100	100,100	257,400
		300以上 ～ 500未満	114,400	300,300	128,700	328,900
		500以上 ～ 1,000未満	139,700	357,500	157,300	386,100
		1,000以上 ～ 2,000未満	171,600	414,700	200,200	443,300
		2,000以上 ～ 5,000未満	228,800	572,000	286,000	629,200
		5,000以上 ～ 10,000未満	357,500	715,000	400,400	757,900
		10,000以上 ～ 25,000未満	429,000	858,000	471,900	943,800
		25,000以上 ～ 50,000未満	500,500	1,001,000	557,700	1,086,800
		50,000以上	見積り	見積り	見積り	見積り
	事務所 学校 飲食店 等	100未満	44,000	121,000	55,000	132,000
		100以上 ～ 300未満	57,200	157,300	71,500	171,600
		300以上 ～ 500未満	81,400	200,200	85,800	214,500
		500以上 ～ 1,000未満	100,100	243,100	107,800	257,400
		1,000以上 ～ 2,000未満	121,550	286,000	143,000	314,600
		2,000以上 ～ 5,000未満	171,600	386,100	200,200	429,000
		5,000以上 ～ 10,000未満	228,800	500,500	271,700	557,700
		10,000以上 ～ 25,000未満	271,700	600,600	300,300	643,500
		25,000以上 ～ 50,000未満	357,500	715,000	400,400	786,500
		50,000以上	見積り	見積り	見積り	見積り
	工場 倉庫 等	100未満	30,800	71,500	33,000	77,000
		100以上 ～ 300未満	39,600	92,400	42,900	100,100
		300以上 ～ 500未満	49,500	114,400	57,200	128,700
		500以上 ～ 1,000未満	57,200	128,700	71,500	157,300
		1,000以上 ～ 2,000未満	71,500	171,600	80,300	200,200
		2,000以上 ～ 5,000未満	100,100	243,100	114,400	257,400
		5,000以上 ～ 10,000未満	139,700	300,300	156,200	328,900
		10,000以上 ～ 25,000未満	157,300	357,500	185,900	400,400
		25,000以上 ～ 50,000未満	200,200	429,000	214,500	471,900
		50,000以上	見積り	見積り	見積り	見積り

※1 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分（非住宅と判断されたもの）の合計（判定対象である外気開放部分を含む。）をいいます。

※2 複数の建物用途の場合は、用途区分の上段、中段、下段それぞれの計算対象面積の合計を比較し、その大きい方（同一面積の場合はより上段）の用途区分とします。

※3 計画変更の料金は、計画変更時の面積に応じて別表 3 の「単独申請の場合」から算出される料金の 2 分の 1 の額とします。ただし、次の場合は別表 3 記載の料金とします。

① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更（モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等）など、「計画の根本的な変更」の場合

② 直前の判定を当センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

※4 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表 3 の「単独申請の場合」から算出される料金の 2 分の 1 とします。

ただし、※3②の場合は、別表 3 記載の料金とします。

※5 軽微変更ルート A 股はルート B の場合は、変更内容に応じて別表 3 の「単独申請の場合」から算出される料金の 10 分の 1 から 10 分の 3 の額とします。

※6 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1 通につき、8,800 円（税込み）とします。

建築物エネルギー消費性能適合判定料金表【住宅】

(税込み) 単位 (円)

建築種別			料金			
			建築確認を弊社に申請の場合		建築確認を他社に申請の場合	
一戸建ての住宅 (併用住宅の場合は住宅部分)	単 独		33,000		40,700	
共同住宅等 (共同住宅・長屋・複合建築物の住宅分)	住宅部分 (住戸) の 対 象 戸 数	2~10戸	基本料金 55,000	戸当たり料金 7,700	基本料金 88,000	戸当たり料金 7,700
		11~30戸	基本料金 88,000	戸当たり料金 6,600	基本料金 110,000	戸当たり料金 6,600
		31戸以上	基本料金 132,000	戸当たり料金 5,500	基本料金 198,000	戸当たり料金 5,500
	共用部分 (標準入力法)		20戸以下	88,000	20戸以下	132,000
			21~100戸以下	132,000	21~100戸以下	220,000
			100戸超	220,000	100戸超	330,000

- ※1 設計住宅性能評価又は長期使用構造等の図書により合理化する場合は、一戸建ての住宅は14,300円（税込）、共同住宅等の場合は上記料金の5分の1とします。ただし、確認申請が他機関の場合場合は対象外です。
また、上記併願対象業務と同じ計算内容の場合に限ります。
- ※2 共同住宅等の場合で、当社で設計住宅性能評価又は長期使用構造等の審査を行った省エネルギー対策の結果を利用する場合の料金は、基本料金の2分の1のみとし、戸当たり料金はいただきません。
- ※3 共用部の審査を行う場合は、※1・※2の料金に別途共用部分料金を加算します。
- ※4 計画変更の料金は、上記料金表の1/2とします。
ただし①～③に該当する場合は、上記料金表のとおりとします。
①計算方法が変更になった場合
②直前判定を当社以外で受けた場合
③非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた審査を行うことになった場合
- ※5 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて「単独申請の場合」から算出される料金の2分の1とします。
ただし、※4②の場合は、「単独申請の場合」料金とします。
- ※6 軽微変更該当証明申請に該当しない軽微変更の場合は、変更内容に応じて別表3の「単独申請の場合」から算出される料金の10分の1から10分の3の額とします。
- ※7 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、8,800円（税込み）とします。